

原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」の開始について

～6月1日より、移転を余儀なくされる中小企業等向けの特別貸付が始まります～

2011年5月23日
福島県
経済産業省

福島県及び経済産業省は、4月22日の基本合意を踏まえ、中小企業基盤整備機構の高度化融資スキームを活用し、原子力発電所事故の被災区域から移転を余儀なくされる中小企業等が、福島県内の移転先において事業を継続・再開し、雇用を維持するために必要な資金の融資申請を、6月1日より受付開始することを発表いたします。

●「特定地域中小企業特別資金」の概要

- ① 対象者： 「警戒区域」、「計画的避難区域」又は「緊急時避難準備区域」と指定された区域(4月22日まで「屋内退避区域」と指定された区域を含む)に事業所を有し、その移転を余儀なくされる中小企業等
- ② 資金使途： 県内の移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金(運転資金・設備資金)
- ③ 融資限度： 3000万円以内
- ④ 融資期間： 20年以内(うち据置5年以内)
- ⑤ 融資利率： 無利子
- ⑥ 担保： 無担保
- ⑦ 保証人： 代表者保証(法人の場合)
- ⑧ 審査期間： 申し込みから貸付決定まで所要約2週間
- ⑨ 繰上償還： 随時可・手数料無料
- ⑩ 取扱期間： 平成23年6月1日から平成24年3月末まで随時(但し、延長することもある。)
- ⑪ 申込み先： (公財)福島県産業振興センター・県内の商工会等
- ⑫ 事業規模： 421億円

あわせて、特別資金を利用する中小企業を支援するため、中小企業の経営支援分野で活躍する人材による特別支援チームを編成し、中小企業の経営相談に随時対応するとともに、中小企業基盤整備機構による仮設店舗・工場の整備や経営支援を行ってまいります。

●本プレスリリースの問い合わせ先

＜本プレスリリースに関する問い合わせ先＞

福島県商工労働部金融課

担当: 山口部参事兼課長 電話: 024-534-0948

経済産業省中小企業庁長官官房参事官室

担当: 鍛冶参事官、小林、原 電話: 03-3501-1768

＜特別貸付の申し込みに関する問い合わせ先＞

公益財団法人福島県産業振興センター

企業支援部 原発災害対策特別融資チーム

電話: 024-525-4075

(専用ダイヤルを設けるまでの暫定連絡先)

住所: 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま6階

URL: www.utsukushima.net/

【参考:制度概要】

原子力災害に伴う『特定地域中小企業特別資金』

